# 高校生世代のひきこもり未然防止支援事業運営業務委託仕様書

## １　業務の目的

増加している不登校生徒が中学校を卒業した後に、相談窓口や支援機関等とつながらず、適切な支援を受けないまま潜在化し、長期間のひきこもりになると、社会的経験不足等により就学や就労が困難となり、生活困窮や生活保護に陥る可能性が高くなる。これを予防回避するために、若者等（高校生世代の若者をいう。以下同じ。）に対して、安心・安全な居場所を提供し、若者等とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、仕事体験等の場を提供するとともに、若者等とその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を実施するもの。

## ２　事業対象者

豊中市内に住所を有する若者、豊中市内の学校に通学をしている高校生世代の若者等

## ３　実施方法

委託事業として実施

## ４　契約期間

契約期間等は下記のとおりとする。

契約期間：契約締結日から令和14年(2032年)３月31日まで

履行期間：令和９年（2027年）４月１日から令和14年（2032年）３月31日まで

契約締結日から令和９年(2027年)３月31日までの期間は円滑な事業実施に向けた準備期間とする。業務準備中における開設準備経費（改修費等）以外の経費は受託者の負担とする。

## ５　委託業務内容

下記の業務内容について、若者支援総合相談窓口やとよの若者サポートステーション、その他若者支援に関連する窓口・機関・会議と連携して運営すること。

### （１）体制

本業務の実施にあたり、下記の人員を配置すること。また、ボランティアを積極的に受け入れるなど、若者等に対して丁寧に対応できる体制を整えること。配置する人員に関しては、若者の状況や事業の目的を理解し、熱意を持って事業を実施できる者を配置すること。

受託者は、業務従事者の氏名を委託者に書面で届け出なければならない。業務従事者を変更したときも、同様とする。

業務を円滑に進めるため、受託者は委託者と密接に連絡を取り、相互に確認を行うとともに、委託者から報告（進捗状況、疑義回答等）を求められたときは、速やかに報告すること。

#### ①　統括責任者兼指導担当職員の配置

事業全体を統括する責任者を配置すること。児童福祉事業、若者支援事業またはそれらに類する業務に従事していた経験を持つ者を配置すること。

常勤職員であることが望ましい。

**②　指導担当職員の配置**

児童福祉事業、若者支援事業またはそれらに類する業務に従事していた経験を持つ者を配置すること。

**③　支援専門職員の配置**

若者等やその家庭を対象としたソーシャルワークの業務又は居場所業務に従事していた経験を持ち、ソーシャルワークスキルを有する者（社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師又は臨床心理士等の資格があればより望ましい）を配置すること。

**④　支援プログラムコーディネーターの配置**

商店、企業、行政、学校、ＮＰＯ団体等と連携するとともに、ボランティア等地域人材の募集や手配を行うなど、利用者が地域内で様々な体験活動ができるプログラムのコーディネートを行うことができる者を配置すること。

①②③の業務と兼務でも可

**⑤　地域人材の活用**

その他ボランティア等地域人材を活用すること。

**※配置体制**

開所時間中は、利用者への支援及び安全管理を行うため、①～⑤の人員のうち常時２名以上の従事者を配置すること。ただし、配置する従事者のうち１名は①統括責任者兼指導担当職員、②指導担当職員③支援専門職員④支援プログラムコーディネーターのいずれかとすること。

**（２）事業内容**

委託業務内容を円滑に進めるため、若者等だけでなく、保護者等家庭との関係性の構築や、必要に応じた支援を受けることへの同意を得られるよう努めること。

**①　利用者の登録**

ア　本事業を利用する場合は、事前登録制とする。登録にあたっては、常時利用を希望する場合（以下、「常時利用者」と言う）には、保護者の同意を得るものとする。

イ　常時利用者の登録は概ね20名迄とするが、登録者の参加日数や状況によっては、20名を超えて登録を受け付けるものとする。20名を超える申込があった場合には、その都度委託者へ報告するものとし、委託者と協議のうえ決定する。

ウ　集団プログラムは、集団プログラムのみの利用を認めることとし、集団プログラムのみの参加を希望する場合には、保護者の同意は不要とする。

エ　その他、利用に際しア～ウに記載されていない場合は、委託者と協議のうえ決定する。

**②　若者等の見守り**

配置職員による以下のア～ケに掲げる取組を包括的に実施をする。事業実施日の記録として、業務日誌を作成すること。

虐待やヤングケアラーと疑われる事案を発見した場合は、ただちに関係機関に連絡すること。

ア　若者等への安心・安全な居場所の提供

イ　基本的な生活習慣（生活リズム、健康管理、整理整頓）の習得支援や生活指導

ウ　学習支援（宿題の見守り、授業・進学サポート等）
エ　社会的自立に向けた個別・集団プログラム
オ　学校、行政との情報共有・連携のための会議への出席等
カ　若者支援総合相談窓口、とよの地域若者サポートステーション等の専門支援機関等との情報共有・連携のための会議等の実施
キ　若者等の家庭への訪問を含めた支援（家庭環境の把握、保護者への相談支援等）
ク　常時利用者への支援計画策定
ケ　その他、居場所における若者等に必要な支援

※エ　については、個別プログラムは個々の状況に応じた内容とし常時利用者のみを対象とする。集団プログラムは、コミュニケーションや人間関係づくりを学ぶ内容を基本とし、今後の就学や就労に向けた内容とし、常時利用者以外がプログラムのみ参加することを可能とする。

※居場所の運営や、プログラムの実施等に際しては、利用している若者等の声を聴き、若者とともに進めていくこと。

※長期休暇期間中に関し、６時間以上開所するなど居場所での支援の強化を行う。

※必要に応じて食事の提供を行う。集団プログラムにて調理を実施する場合は、食材費は委託料からの支出を認める。昼食や夕食として提供する場合にはフードバンク等と連携し取り組むことを基本とするが、必要に応じて委託者と協議のうえ決定する。食事の提供を行う場合は、必要な許可などについて事前に保健所と協議し、必要な許可を得た上で事業を実施するものとする。

※上記支援を常時提供する必要はないものの、特にウ及びエの取組については若者等から求められた際に、確実に支援を提供できる体制を整備すること。

**（３） 事業実施場所**

①常時利用者（最大20名程度）が活動できる場所を提案するとともに、委託者と協議のうえ決定する。

②事業の実施場所は、定員に合わせ十分な広さを確保するとともに、開設時間中には若者が集まることができるスペース、その他支援の実施に必要な設備を設けること。事業の実施場所では、若者がWi-Fi、コンセントを利用できるようにすること。駐輪場等の確保や近隣等の関係についても配慮すること。

③集団プログラムについては、豊中市立生活情報センターくらしかん（北桜塚２－２－１）の貸室、庄内コラボセンター（庄内幸町４―２９―１）３階の豊中しごと・くらしセンターのセミナー室及び４階の花壇を無償で利用することができる。ただし、花苗、肥料、園芸用品等の費用は委託料から支出するものとする。

④本事業実施場所において当該委託事業以外の取組みを実施することについては、若者等の支援に必要な取組みに限り、開設時間以外での実施を認める。ただし、本事業と関係性が深く同時に実施する事でより高い効果が期待できる場合には、事前に委託者と協議し、委託者が認めた場合に限り開設時間中の実施を認める。なお、当該委託事業以外の取組みを実施する場合には業務に係る経費を明確な根拠に基づいて案分することとし、補助金や助成金等を利用する場合には、申請前に委託者と協議し、委託者が認めた後申請を行うものとする。

（４）開所日数

（３）実施場所において、委託期間内に各回４時間以上、週４日以上（祝日と、12月29日から翌年の１月３日までの期間を除く。）開所することとし、委託者と協議のうえ決定する。

なお、長期休暇期間中は６時間以上開所するものとする。（祝日と、12月29日から翌年の１月３日までの期間を除く。）

長期休暇期間中とは、原則、豊中市立学校の管理運営に関する規則に定める期間とする。

（５）開所時間

原則15時から19時をコアタイムとして開所するものとする。

（６）連携支援

①　こどもの居場所運営者や学校等との連携

若者等がより多く参加しやすくなるよう、そして連携した支援ができるよう他の居場所運営者や学校等に対して働きかけを行うこと。また、事業を通して把握した若者等の状況に応じて、他の居場所運営者や学校等と連携した支援を行う。

②　関係機関との連携

関係機関が実施する各種支援制度の概要を把握した上で、若者等を必要に応じた支援につなぐとともに、関係機関と連携した支援や見守りを行う。

③　若者事業との連携

若者支援総合相談窓口等事業受託者と緊密に連携し、他の居場所や相談窓口で発見された若者等が本事業を利用できるよう連携して支援を行う。

④　子ども・若者支援地域協議会への出席

子ども・若者支援地域協議会に出席し関係機関との連携を図ること。

（７）支援力強化のための取組

月に１回程度を目安として、学識経験者等の助言を得ながら、業務にあたること。

支援にあたる職員、ボランティア等地域人材に対し、必要に応じて支援力を高めるための研修およびメンタルサポートを行うこと。

（８）会議

受託者は委託者と定期的に連絡会議を開催し、業務に関する双方の意思疎通を図ること。

（９）広報

事業の周知のためのSNSを活用するとともに、リーフレット等を作成し周知を図ること。

必要に応じて、事業の説明会、保護者向け講演会等を実施すること。

６　年度別業務計画書、月次業務報告書、年次事業報告書(成果品)

業務実施にあたっては、下記３点を作成し、委託者に提出すること。

（１）年度別業務計画書

「５委託業務内容」についての事業計画書を作成し、契約締結日から14日以内に提出するこ

と。当初提出した年度別事業計画書に変更がある場合は適宜提出すること。

**（２）月次業務報告書**

「５委託業務内容」について、別途定める月次業務報告書を作成し、報告内容を記載した月の全活動日誌とあわせて、翌月10日までに提出すること。ただし、最終月分については、年度末までに提出すること。

**（３）年次事業報告書**

事業の経費の根拠がわかる書類を添付し、毎年度の事業完了後、年次事業報告書を作成し、４月10日までに提出すること。

## ７　委託費の執行管理

**（１）会計書類等の整備及び保管**

受託者は、委託事業に関する書類（給与明細、賃金台帳、業務日誌、出勤簿、公的証明書、領収書等の各種証拠書類）については、事業終了後５年間保存すること。

**（２）財産管理**

受託者は、本事業において購入単価が１件10万円以上（消費税込み）の物品（以下「備品」という。）を委託費により購入しようとするときは、事前に委託者へ申し出を行い、委託者の承認を受けた後に購入すること。また、委託費により購入した備品は、台帳を作成し、適切に管理すること。

なお、委託費により購入した備品の所有権は委託者に帰属するものとし、本契約終了時に委託者の指定する者に引き継ぐこと。

## ８　調査

（１）委託者は受託者に対し、必要に応じて事業の運営の実施状況等について随時報告を求め、必要に応じ現地調査を求めることができる。また、適正な業務の履行を確保するため必要な指示を行うことができる。

（２）受託者に対し、業務に係る各種会計書類等の確認や調査を行う場合がある。また、本業務は会計検査院等の実地検査等の対象事業となる場合があることに留意すること。

## ９　個人情報の取扱い

豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例などの諸規定を遵守し、個人情報保護のために必要な措置を講じること。特に、支援対象者等の個人情報に関する取扱いは、当該対象者等の状況や、共有対象によって異なるため、委託者に確認するなど慎重に行うこと。本事業で使用する個人情報の入ったパソコンの持ち出し、及び外部記憶媒体によるデータの持ち出しは禁止する。

本業務の実施にあたり、委託業務内容に関わる人員及びボランティア等は、別途定める個人情報保護に関する宣誓書を委託者に提出すること。

## 10　契約開始時・終了時の業務の引継ぎ

受託者は事業開始までに、前期事業者から事業の引継ぎを受け事業の円滑な開始に努めること。

受託者は本契約が終了した場合（契約解除により契約が終了した場合を含む。以下同じ。）

は、本業務を他の者に引き継ぐ必要がある場合は、本契約期間中に引継期間を設け、次期受託者が円滑に業務を行えるよう充分な引継ぎを行うこと。その際、委託者および次期受託者からの資料等の請求は、受託者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると委託者が認めた場合を除き、すべて応じるものとする。また、契約終了時に受託者が業務上必要な処理等で途中にあるものが発生した場合は、事務の種類やその状態を明確にし、次期受託者が速やかに業務を遂行できるようにすること。

## 11　その他

（１）受託者は、事業実施にあたり、事業対象者及びその保護者並びにその他の第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。このため、必要な範囲で傷害保険等必要な保険に加入しなければならない。

（２）受託者は、利用者の安全を十分考慮し、事故等発生時の対応を含めた安全管理体制を整備し、事故等に速やかに対応できるようにするとともに、事故等発生時には委託者に速やかに報告をしなければならない。また、消防訓練、避難訓練、利用者の非行・虞犯・触法に関する通報等に係るマニュアルを設置すること。受託者は、利用者の安全確保及び緊急時対応のため、ＡＥＤ（自動体外式除細動器）を実施場所内に設置し、職員が適切に使用できる体制を整えること。

（３）受託者は、学習教材やプログラム利用による交通費など、利用者が実費負担すべきものを除き、利用者から利用料等を徴収してはならない。実費徴収する場合は、事前に委託者と協議し、委託者が認めた場合に限り徴収を認めるものとする。

（４）受託者及びその関係法人は、本事業利用者を対象とした金融商品、保険商品、就労斡旋サービスその他営利事業への勧誘を行ってはならない。また、宗教への勧誘等、本事業の活動にそぐわない行為は禁止する。

（５）受託者は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）その他関係法令を遵守し、こども性暴力防止法第19条に基づく認定の取得及び維持に必要な体制整備その他の措置を適切に実施することが望ましい。

（６）本仕様書に特に定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。